

Ⅱ．基調報告

高見 勝利

お早う御座います。冒頭発言の機会をお与え頂き光栄です。

70年前の11月3日、日本は敗戦の焦土のなかで、第9条に象徴される平和憲法を制定公布し、戦後の新たな歩みを開始した。そして、いま、この憲法をアメリカ占領軍によって「押し付けられた」憲法だと批判し、日本人の手で、その内容を書き改めることにより、この「占領憲法」を清算することが、最大の政治課題だと考える政治家が日本の政権を担っている¹。憲法を改正するには、国会の両院で憲法改正を志向する議員がそれぞれ3分の2以上の議席を占める必要がある。今年7月に実施された参議院議員選挙の結果、憲法改正を目指す政党（複数）に所属する議員が3分の2を超えた²。すでに2年前の衆議院議員選挙で、そうした改憲派議員が3分の2以上の議席を獲得している³。それゆえ、改憲派議員がその気になってまともれば、何時でも、国会は、憲法改正案を国民に発議し、国民投票に持ち込むことができる状態にある。

いま、憲法改正に最も熱心な議員集団は、現政権を担っている自由民主党である。この政党は、1955年の結党以来、長期間、政権の座にあったが、2009年の総選挙で大敗し、数年間、野党の地位に追いやられた。この野党時代に、自民党は、現憲法をトータルにリニューアルする改正草案を作成し、同党の公式文書にした⁴。それは、政権の座に復帰したとき、この草案を基に、国会での憲法改正論議をリードするためのものとして位置づけられていた⁵。そして、2012年12月の総選挙で、政権復帰を果たした自民党は、爾来、それを国会における憲法改正原案策定のベースにしようとし、野党から批判を浴びている。

この自民党草案の最大の問題は、立憲主義の基点である「すべて国民は、個人と

1 高見勝利「『憲法改正』を考える——安倍首相の『立憲主義』『憲法』観を手がかりに」法律時報88巻10号〔2016年9月〕52頁以下参照。

2 2016年7月12日付『朝日新聞』2頁参照。

3 2014年12月16日付『毎日新聞』1頁参照。

4 自由民主党『日本国憲法改正草案』（2012年4月27日決定文書）。

5 自由民主党『日本国憲法改正草案 Q & A』（2012年、自由民主党憲法改正推進本部）36頁以下参照。

して尊重される。」（憲法第13条）との定めを「全て国民は、人として尊重される。」と書き換えようとしている点にある。日本語としては、「個人」の二文字から「個」を抜き、「人」と一文字にただけのことである。その起草者は、一体、そのどこが問題なのかと、反論する⁶。しかし、この一文字の削除は、そもそも「個人」とは、各々「人格」を有するがゆえに「尊厳」を保持し、立法その他国政上も最大限「尊重」をされなくてはならぬ存在であるものを、単に各人の身体的・社会的属性に着目し、それは、家族を典型とする生活共同体の一員（*homme situé*）⁷として、日本の歴史・文化・伝統との繋がりのなかで、その与えられた一定の役割を従順に演じる存在へと貶めるものである⁸。

そうした狙いを象徴的に示すのが、現憲法に新たに書き加えようとする家族に関する次の一文である。「家族は、社会の自然的かつ基礎な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。」⁹これは、自立した個人、二つの人格がとり結び、子どもが別の人格として自立するまで世話をし、やがて崩壊してゆくというサイクルで描かれる近代の小家族像¹⁰ではない。それは、この家族像を打ち壊し、親が孫たちの面倒をみ、息子や娘が高齢化した親を最後までみとる循環が未来永劫、継続すべきものとする「ほのほの一家」¹¹の大家族像である。そこから、見えてくるのは、本来、国家が担うべき国民の生存配慮を家族に押し付けようとする為政者の姿である。それは、「人」が社会的束縛から解放され、「個人」として自立した「近代」以前の、社会的圧力により自我が抑圧された世界に立ち戻ることである。日本の立憲主義は、いま、ポストモダンと称するプレモダンへの回帰の岐路に立っているのである。

ご静聴、有り難う御座いました。

（北海道大学名誉教授）

6 磯崎陽輔議員のホームページ <http://isozaki-office.jp/kenpoukaiseisouankaisetsu.html> の憲法第13条解説、『選択』2016年8月号46頁以下等を併せ参照。

7 vgl. H. Maier, *Die Grundrechte des Menschen im modernen Staat* [1973, Verlag A. Fromm] S.28.

8 なお、ハンガリーにおける同種の動向について、高見勝利「解説」宮沢俊義著『転回期の政治』[2017年、岩波文庫] 381頁以下参照。

9 前出注（2）自民『草案』第24条第1項

10 G.W.F. Hegel (herausge.v.K.-H. Ilting), *Philosophie des Rechts; nach der Vorlesungsnachschrift* K.G.v. Griesheims 1824/25 [1974, Frommann-Holzboog] § 173ff.

11 自民党『ほのほの一家の憲法改正ってなあに?』[2015年、自由民主党憲法改正推進本部] 参照。